平成２１年（フ）第１７６号
石川県小松市八幡甲341番地
破産者　松本建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２３４１号
京都市伏見区竹田中川原町388番地、開始決定時の住所京都市伏見区竹田中川原町37番地の１
破産者　大實建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福岡県田川郡福智町金田839番地４
破産者　有限会社ＮＳ企画
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７７７号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目３番248号、前住所神奈川県厚木市及川２丁目23番21号　伊勢宮ハイツ203
破産者　中川　久美
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５５０号
札幌市白石区東札幌４条４丁目２番25―202号、開始決定時の住所札幌市白石区東札幌４条１丁目２番10―306号
破産者　高屋　三郎
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６５号
名古屋市中区千代田２丁目22番11号　ダイアパレス鶴舞公園西805号
破産者　長谷川直登
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０２号
京都市北区小山堀池町18番地22
破産者　大島　研二
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０３号
京都市中京区柳馬場通夷川上る５丁目235番地の１
破産者　大島　正弘
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０２号
広島市西区横川新町13番10―302号
破産者　平本　由実
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目１番２号パークエステート盛101号室、開始決定時の住所沖縄県沖縄市泡瀬３丁目19番26号
破産者　當眞　嗣朝
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０４号
北海道滝川市大町２丁目８番10号
破産者　坪田　光吉
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
北海道旭川市末広６条11丁目１番５号
破産者　森本　善法
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９９号
北海道帯広市南の森西10丁目５番６号　ピュアハウスＢ号室、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市大空町６丁目10番地６
破産者　竹澤　義幸
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
北海道河西郡芽室町西７条２丁目１番地５
破産者　塚本　　勸
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
北海道河西郡芽室町西７条２丁目１番地５
破産者　塚本　洋子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３０３０号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目１番地８　ファミーユ籾山202、開始決定時の住所横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目69番地３
破産者　大黒　　功
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
神奈川県大和市草柳２丁目21番地12
破産者　岩野　恵次
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部